

【目次】

1. 研修会・セミナー
2. 産業保健トピックス
3. 産業保健相談員アラカルト
4. センターからのご案内
5. 編集後記

【1】研修会・セミナー

研修会・セミナーの詳細は、「実施予定の研修」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar#schedule-seminar>

【申込期間中の研修】

申込みは、各研修の申込フォームからお申し込みください。

★新着

◎ 1月(追加分)の研修をアップしました！

1月28日(火) 依存症サポーター(心のサポーター)養成研修
詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6785>

☆再掲！

< 12月 >

- 12月 3日(火) がん治療と仕事の両立支援セミナー「女性特有のがんを知ろう～早期発見と仕事との両立」
- 12月 3日(火) 両立支援コーディネーター交流会
- 12月 5日(木) Life is Motion 生きることは動くこと
～健康寿命の延伸のために動くことからはじめよう！～ 3回目：認知症
- 12月12日(木) 知りたい！職場巡視のポイント
- 12月20日(金) 産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-1回目

< 1月 >

- 1月16日(木) 治療と仕事の両立支援のための事例検討会「不妊治療と仕事の両立支援」
- 1月17日(金) 産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-2回目
- 1月21日(火) 精神障害のある労働者への対応のヒント

< 2月 >

- 2月 6日(木) 生活習慣病対策～心臓病のリスク
- 2月 7日(金) 化学物質規制の見直しについて～自律的な管理へ⑤～
- 2月13日(木) 産業医を対象としたメンタルヘルスへの関わり方について
～ストレスチェック制度のあらましと長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導～
- 2月21日(金) 産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-3回目

< 3月 >

- 3月 7日(金) 産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-4回目

♪ 下半期の研修セミナー一覧表を掲載しております。計画的な受講にお役立てください。
計画表はこちら↓

https://www.yamanashis.johas.go.jp/wp-content/uploads/2024/09/R6_kenshu_0926.pdf

【2】産業保健トピックス

- ◇令和7年度「産業医学基本講座」受講のご案内（産業医科大学）
 - ◇働き盛り世代の健康づくり支援「こうふ健康セミナー」のご案内（甲府市）
 - ◇依存症サポーター（心のサポーター）養成研修のご案内（山梨県）
 - ◇「労働者死傷病報告」の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
〔令和7年1月1日施行〕（厚生労働省）
 - ◇令和6年度厚生労働省山梨労働局 年末年始無災害運動の実施について（山梨労働局）
- 詳細は、ホームページの「新着情報」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/topics>
-

【3】産業保健相談員アラカルト

『パワハラ防止法施行にあたって思うこと』

メンタルヘルス担当 平田 卓志

2022年4月から職場におけるパワーハラスメント防止対策が中小企業を含む全ての企業の義務となりました。これにより事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要にせまられることになります。

労働者がパワハラを受けることでのメンタルヘルスへの悪影響ははかりしれず、集中力や就労意欲の低下などによるプレゼンティーズム、長期の休職によるアブセンティーズム、それ以外にも体調を崩してからでは遅いからと離職を増やす原因となっているかもしれない。休職するほどに調子を崩してしまうと、その後企業においてパワハラへの対策がなされたとしても不調が尾を引いてすっきりせず結果辞職に至ってしまうようなケースも存在します。そういう意味では、パワハラがメンタル不全の原因として法律に明記されたことはとても良い変化のようにも思われます。しかし、問題の評価や問題が同定された後に有効な対策を打つことは必ずしも容易ではなく、上司や職場のメンタルヘルスを担当する人たちにとってはしばらく頭を悩ませる問題ともなりそうです。

まず、パワハラ問題の評価の難しさがあります。パワハラに限らず対人関係上のトラブルにはありがちなことですが、単純な身体的な暴力などと異なり、加害者には加害者の言いがちがあることがほとんどです。『お客さんに迷惑をかけないためにも指導として必要なことだった。』『あまりにも態度が悪かった。』『何度注意してもまったく改善がみられないのでつい厳しい言い方になったなど。』また、被害者として訴えたほうにも少なからず問題があり、むしろハラハラ（ハラスメントハラスメント：部下が、会社や上司による問題のない言動を過大視してパワハラ・セクハラであると指摘する、部下によるハラスメント行為）と言ってもいいようなケースも存在します。

そもそも上司が無自覚に部下に対してパワハラ行為を行わないためにも、上司が部下の指導どころではなくなってしまうためにも、なんでもかんでもハラスメントであると部下に言わせないためにも、上司も部下ももしそこに誤りがあれば、その誤りをきちんと指摘できるようにパワハラの実態や具体例などについて一定の知識をもっておく必要があるのです。また、そこで加害者擁護や臭いものに蓋をするような以前から問題となっているような対応に陥ることを避けつつも、被害者擁護に傾きすぎないように慎重に、客観的に加害、被害の事実を担当者が確認評価していくようなバランス感覚が不可欠になってきます。

今回の法改正が自分たちの企業の社員のメンタルヘルスを改善し、部下が元気に働いてくれることで生産性があがり、結果として企業や上司にとってもプラスに働くようにしていきたいものです。

【4】センターからのご案内

山梨産業保健総合支援センターでは働く人々の健康を確保するため、研修会の実施や相談への対応、産業保健に関する情報の発信など「産業保健スタッフの活動へのサポート」を実施しています。

★今月のご案内★

○産業保健活動総合支援事業に係るアウトカム調査（利用者アンケート）のお願い
産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターをご利用いただいた皆さまを対象に、事業場の産業保健活動への効果や期待するサービスの内容等をお聞かせいただき、今後のサービスに活かすことを目的としてアンケート調査を実施しています。
回答は、12月20日（金）までに、配布した調査票に記入して郵送いただくか、または直接窓口にご提出ください。
ご協力のほど、何卒よろしく申し上げます。

★ご相談・ご質問の受付★

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。
各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、お気軽にご連絡ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1170>

【5】編集後記

2024年のカレンダーもあと1枚、12月を残すだけになりました。
今年度も働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう山梨労働局・各労働基準監督署が主唱者となり、県内では12月1日から来年1月31日までの間、「年末年始無災害運動」を実施します。
年末年始無災害運動の詳細を山梨労働局ホームページなどでご確認の上、皆さまの職場においても経営者、労働者が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。
<参考：山梨労働局HP>

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/oshirase/musaigaiundou_r05_00001.html

ところで、年末年始無災害運動の事業場実施事項の一つに“年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え”が掲げられていますが、この「5S」ってご存知でしょうか？

厚生労働省HP職場のあんぜんサイトでは、「4Sは、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理、整頓、清掃、清潔を行うことをいい、これに躰（しつけ）を加えたものが5S」であり、また、「しつけ」とは、「決めたこと、教わったことを必ず守るように指導すること」と解説しています。

一般家庭の我が家では、日頃から家族に整理整頓など働きかけていますが、いつも家の中が乱雑になっており、しつけの難しさを実感しています。一年を締め括るに当たり、5Sの更なる徹底をし、新年を迎える準備をしたいと思います。（小林）

配信の解除をご希望の方は、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

【TEL】 055（220）7020 【FAX】 055（220）7021

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
